
5.1 知的財産権のあらまし

(1) 有体財産と無体財産

財産という言葉から、まずイメージするのは土地、建物、貴金属など、形あるもの（「有体物」と呼ぶ）です。より一般的に言う「財産とは経済的価値を持つ何らかのもの」として捉えることができます。有体物のうち経済的価値を持つものを「有体財産」と呼びます。

絵画の場合はどうでしょう。絵画を「形ある物体」として捉えれば、単に絵の具が塗られたキャンバスです。では、絵画の価値とは、キャンバス代と塗られた分量の絵の具代として良いのでしょうか。しかし、現実には、有名な画家の絵画は、キャンバス代と塗られた分量の絵の具代とは比較にならないぐらいの高額で取引されます。同じ絵画が複製・印刷されたものも単なる紙切れではなく、複製画として販売されています。したがって、有体物としての価値以外の「何らかの価値」が含まれていると見なさざるをえません。絵画が人に与える「視覚的表現」とでも言えるのでしょうか。小説も、小説が印刷された本という紙の束の価値ではなく、小説中の「文章表現」に価値があります。新しい製品のアイデアや製造法も有体物ではありません。しかし、これらがあるからこそ、新しい商品を発表し、売り出すことができます。他社との差別化も可能になります。したがって、アイデアや製造法も経済的な「価値」を持っているわけです。

以上のように、「形のないもの」（「無体物」と呼ぶ）のうち経済的価値を持つものを「無体財産」と呼びます。

(2) 有体財産と無体財産

■知的行為によって産み出された財産

知的財産とは、「無体財産」のうち「人の知的行為によって産み出された無形の財産」を指します。

無体物の中には、有体物の価値を抽象的に表現する貨幣や紙幣、